

事業事前評価表

1. 案件名

国名：スリランカ民主社会主義共和国

案件名：開発政策借款（民間セクター振興、ガバナンス向上、財政健全化）

L/A 調印日：2016年10月10日

承諾金額：10,000百万円

借入人：スリランカ民主社会主義共和国政府（The Government of the Democratic Socialist Republic of Sri Lanka）

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における経済・ガバナンス・民間セクターの開発実績（現状）と課題

スリランカ民主社会主義共和国の経済は、2009年の紛争終結後の復興需要により2009年から2012年までの実質GDP成長率は8~9%の高い経済成長率を実現した。その後2013年に3.4%に一旦鈍化し、2014年、2015年はそれぞれ4.9%、4.8%となった。

当国政府は内戦終結後に財政健全化を進め、2013年に財政赤字（対GDP比）は▲5.3%まで縮小したものの、2014年には▲6.2%と微増、2015年は新政権発足後、公務員給与の引き上げ等により拡大基調となり、▲6.9%となった。2016年度予算は、成長と投資に配慮した形で財政健全化に取り組むことで▲5.4%に抑える計画であり、同時に中期財政枠組みにおいて2020年に▲3.5%まで削減する目標を掲げた。

国際収支に関し、経常収支は主要輸出産業が紅茶・衣料等の労働集約型産業であり、慢性的な赤字体質である。一方、金融収支は、直接投資の水準が低いことに加え、2015年は財政運営への懸念や米国の利上げ観測に起因する資本流出により、外貨準備高が2014年末の82億米ドル（輸入4.3か月分）から2015年末に73億米ドル（同3.8か月）、2016年5月末には56億米ドルまで減少した。2016年は当国政府の債務返済見込みにより、更に大幅に減少する懸念が生じたため、当国政府はIMFに支援を要請、IMFは6月に3年間で15億米ドルを供与する拡大信用供与措置（Extended Fund Facility。以下、「EFF」という。）の実施を決定した。

一方、産業部門については、近年の経済成長は建設業や小売業等の第三次産業が牽引し、貿易財に関わる産業は依然として低付加価値のものが多いため産業構造の高度化が進んでおらず、近年の海外直接投資（FDI）内訳もインフラ、サービス産業に関わるものが大半を占めている。また、インド市場への近接性やアジアと中東を結ぶ海上交通の要衝に位置する地理的優位性にも拘らず、近年は非関税措置の導入等により貿易開放度（名目GDPに占める財・サービス貿易の比率）が低下しており、貿易の一層の促進が課題となっている。また、当国のビジネス環境は、世界銀行（以下、「世銀」という。）「Doing Business 2016」で189ヶ国中107位となり、前年より順位を6位上げたが、所有権登録（登録手続きの煩雑さ等）、納税（頻繁な税制変更等）等が引き続き課題である。

(2) 当該国における経済・ガバナンス・民間セクターの開発政策と本事業の位置づけ

上記の状況を踏まえ、スリランカ政府は、財政について、財政赤字の主要因である税収の低さに対し、付加価値税（VAT）、法人所得税の引き上げ等の増税に取り組ん

であり、あわせて税制の簡素化や複雑な優遇措置を見直す等の税制改革、電子納税システム導入による税務効率化等を通じた歳入基盤の強化に取り組んでいる。また、歳出については、その約半分を占める公共調達にかかるガイドラインの見直し、国営企業に対する監査の強化、各省庁の予算運営にかかる情報公開の義務付け等ガバナンス向上による透明性・効率性の確保を通じ歳出削減に取り組んでいる。

産業の高度化について、スリランカ政府は、2015年11月の首相経済政策演説において持続的開発に向け貿易・投資政策を見直すとしており、中長期的に産業構造の転換を図る方針である。具体的には既存の縫製業、観光業の競争力強化のみならず、国際的なバリューチェーンと国内産業との統合や製造業における高付加価値化を目指している。FDIについては、FDI促進のため投資環境整備に係る改革を進めており、ビジネスビザ取得手続きの簡素化、外国企業の土地利用規制の緩和、煩雑な認可手続きのワンストップ化等、投資阻害要因の除去に取り組んでいる。貿易の促進については、輸入手続きの簡素化や世界貿易機関（World Trade Organization、以下「WTO」という。）ルールを踏まえた国際標準化を図っている。

本事業は、産業の競争力強化及び持続可能な経済成長のための政策・制度改革を行うスリランカ政府の取り組みを支援するものである。

(3) 経済・ガバナンス・民間セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

対スリランカ民主社会主義共和国国別援助方針（2012年6月）では、「着実に経済成長しているスリランカの一層の成長と安定化を促すため、経済成長のための基盤整備を中核とした支援を行う」としており、財政健全化やガバナンス向上を含むマクロ経済の安定を目的とする本事業はこれに合致する。また、同方針は「経済成長の促進」を重点分野に掲げ、本邦進出企業の活動環境の整備・改善にも寄与する支援を行うとしており、本事業は同方針に合致する。

JICA はこれまで、投資環境改善に寄与する運輸・電力・上水道といったインフラ整備に係る支援を無償資金協力、有償資金協力にて行ってきたほか、2014年から投資庁（Board of Investment、以下「BOI」という。）に投資促進アドバイザーを派遣し、FDI 促進にかかる支援を行ってきた。

(4) 他の援助機関の対応

財政健全化については、IMF が EFF において、課税ベースの拡大、一部税制上の優遇措置の撤廃、国営企業の経営改善に向けた管理強化等を当国政府と合意済。また、世銀は、公共財政管理や会計検査等にかかる技術支援を実施しているほか、民間セクター振興に関し、成長に向けた課題と機会を分析した報告書「Sri Lanka: A Systematic Country Diagnostic」（2015年）に基づき貿易促進、金融セクター強化に係る技術支援も行っており、今後も投資環境整備等の分野で実施予定。本事業は、世銀との協調融資により当国の政策・制度改革支援を行うもの。また、アジア開発銀行は、金融市場育成のための開発政策借款を検討している。

(5) 事業の必要性

本事業は、当国政府の政策並びに我が国及び JICA の支援方針・分析とも合致しており、また SDGs ゴール 8「持続的、包摂的で持続可能な経済成長と、万人の生産的な雇用と働きがいのある仕事の促進」及び 16「持続可能な開発のための平和で包摂

的な社会の促進、万人の司法へのアクセスの提供、効果的で説明責任を有し包摂的な機構の構築」に貢献すると考えられることから、本事業の実施を支援する必要性は高い。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本事業は、スリランカにおいて民間セクター振興、ガバナンス向上、財政健全化にかかる政策・制度改革支援を行うことにより、経済及び産業の競争力強化を図り、もってスリランカの持続的な経済成長に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

スリランカ全土

(3) 事業概要

本事業は、設定した政策アクションの達成状況を評価した上で財政支援の形態で資金供与を行うものである。本事業は、i) 民間セクター振興、ii) ガバナンス向上、iii) 財政健全化の三つの改革を柱にそれぞれに関連した政策アクションから構成され、2015年5月～2016年6月に実行された改革を評価対象とする。

改革項目
政策アクション
1) 民間セクター振興（民間セクター競争力の強化）
1. 貿易促進 WTO貿易円滑化協定（Trade Facilitation Agreement）を批准し、国家貿易促進委員会（National Trade Facilitation Committee）を設立する。
2. 外国投資に係る障壁除去 FDI投資認可に係る手続き時間短縮のため、ワンストップ・ショップの設立を閣議決定する。
3. 金融アクセス向上 担保付取引法（Secured Transaction Act）の現行法（2009年制定）を廃止し、動産を担保とする銀行融資の一層の促進を図る条項を含む新法の策定を閣議決定する。
2) ガバナンス向上（透明性及び公共管理の改善）
4. 知る権利に関する法整備 知る権利法案（Right to Information Bill）を議会に提出する。
5. 会計検査院の監査権限の強化 会計検査院の権限と独立性強化のため、国家監査法案（National Audit Bill）が閣議に提出される。
6. 公共財政管理の強化 予算の策定・執行・管理や国営企業管理の強化のため、公共財政法案（Public Finance Bill）の策定を閣議決定する。
3) 財政健全化（財政の持続可能性の改善）
7. 税の減免措置の一部撤廃と投資制度の明確化 税制上の優遇措置の付与を定めた戦略的開発事業（Strategic Development Project、SDP）法（2008年制定）の廃止提案の議会提出を閣議決定する。
8. 債務管理の効率化

改革項目
政策アクション
一元的に債務管理を行う部局（Debt Management Unit）を財務省内に設立することを閣議決定する。

(4) 総事業費

10,000 百万円

(5) 事業実施スケジュール

本事業の財政支援開始は 2016 年 1 月とする。政策アクションの達成時期は 2016 年 6 月とする。全ての政策アクションは達成されており、貸付実行（2016 年 10 月予定）をもって本事業完成とする。

(6) 事業実施体制

- 1) 借入人：スリランカ民主社会主義共和国政府（The Government of the Democratic Socialist Republic of Sri Lanka）
- 2) 事業実施機関：国家政策・経済省（Ministry of National Policies and Economic Affairs）
- 3) 操業・運営／維持・管理体制：スリランカ政府内の関連省庁との調整は国家政策・経済省が行う

(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：

本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 貧困削減促進：特になし

3) 社会開発促進：特になし

(8) 他ドナー等との連携

本事業は世銀との協調融資であり、世銀は 2016 年 7 月に理事会にて 1 億米ドルを供与することを決定した。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

1) アウトカム（運用・効果指標）

改革項目		
成果指標	基準値 (2016 年6月)	目標値 (2017 年9月)
1) 民間セクター振興（民間セクター競争力の強化）		
1. 貿易促進 WTO貿易円滑化協定（Trade Facilitation Agreement）の実施にかかる アクションプランの策定	無し	有り

改革項目		
成果指標	基準値 (2016年6月)	目標値 (2017年9月)
2. 外国投資に係る障壁除去 FDIの認可に要する時間	63日間	50日間
3. 金融アクセス向上 担保付取引法 (Secured Transaction Act) 改正法の施行及び旧法の廃止	無し	有り
2) ガバナンス向上 (透明性及び公共管理の改善)		
4. 知る権利に関する法整備 知る権利法に基づき、ウェブサイト上で情報公開を行った省庁数の割合	0%	50%
5. 会計検査院の監査権限の強化 行政・予算上の独立性が確保された会計検査院 (National Audit Office) の設立	無し	有り
6. 公共財政管理の強化 公共財政法案の内閣から議会への提出	無し	有り
3) 財政健全化 (財政の持続可能性の改善)		
7. 税の減免措置の一部撤廃と投資制度の明確化 2016年1月以降にSDP法により新規付与された税制上の優遇措置の件数	18件 (’08-15年)	0件 (’16年以降)
8. 債務管理の効率化 国内債務及び対外債務を対象とし、国内債券市場の振興策を盛り込んだ中期債務管理戦略の閣議決定及び公開	無し	有り

(2) 定性的効果

スリランカの持続的な経済成長が促進される。

(3) 内部収益率

算出しない。

5. 外部条件・リスクコントロール

特になし。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

(1) 類似案件からの教訓

インドネシア共和国「開発政策借款 (I ~ IV)」の事後評価 (評価年度 2009 年度) 等では、開発政策借款を通じた投資環境整備の取り組みが現地本邦企業に認識されていなかったことが指摘され、今後一層の官民連携を図る観点から、現地進出本邦企業を含む民間セクターへの情報発信が提言されている。また、フィリピン共和国「開発政策支援プログラム (II) (III)」の事後評価 (評価年度 2011 年度) 等では、民間セクター振興にかかる取り組みの積極的な対外発信により、投資環境及びインフラ整備にかかるプログラムローンの実効性強化・効果向上につながることが期待されると

指摘されている。

(2) 本事業への教訓の活用

本事業においては、本邦企業へのヒアリングを通じて政策マトリクスに本邦企業の要望を反映しており、円借款供与後にも本事業を通じて支援する民間セクター振興に関する取り組みについて情報共有を行う予定である。

7. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標

4. 事業効果 (1) 定量的効果 1) アウトカム (運用・効果指標) の通り

(2) 今後の評価のタイミング

事業完成 1 年後

以 上